

基 発 第0930010号
職 発 第0930004号
能 発 第0930005号
雇児発第0930003号
平成17年 9 月30日

(社) 日本建設機械化協会 殿

厚生労働省労働基準局長



厚生労働省職業安定局長



厚生労働省職業能力開発局長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



建設雇用改善計画（第7次）の策定及び実施について

建設労働対策の推進については、日頃からご配慮いただいているところですが、今般、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）に基づき、中期的な建設労働対策を示した第7次建設雇用改善計画（平成17年10月～平成22年度）を別添のとおり策定し、本日付け厚生労働省告示第455号をもって告示されたところです。

厚生労働省といたしましては、今後はこの計画を指針として建設労働対策を推進する所存ですので、この計画の趣旨について貴団体会員のご理解が得られるようご配慮をお願いするとともに、今後の建設労働対策の推進に一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

建設労働法が 改正されました

～ 建設業務労働者の雇用の安定を図る
事業主団体、事業主の皆様方を応援します ～

建設事業主団体が、労働者の雇用の改善等に係る実施計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受けた場合

認定を受けた団体は、様々な助成金を受けることができます。

①事業主団体は有料職業紹介を行うことができます

②事業主団体に属する事業主同士間で、労働者を送出・受入することができます

送出手労働者に対する教育訓練については、経費・賃金の助成を受けることができます。

詳しくは、

- ・ 厚生労働省建設・港湾対策室(03-3502-6777)
- ・ 最寄りの各都道府県労働局職業対策課まで、お気軽におたずねください。

建設雇用改善計画

(第七次)

平成17年10月

厚生労働省

建設雇用改善計画（第七次）

目次

I	計画の基本的考え方	1
1	計画の背景と課題	1
2	計画の期間	2
II	建設雇用等の動向	3
1	建設経済の動向	3
2	雇用者の動向	3
3	建設技能労働者の需給動向	4
4	労働条件の動向	4
5	職業能力開発の動向	5
III	雇用の改善等を図るために講じようとする施策に関する基本的事項	6
1	魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備	6
(1)	建設雇用改善の基礎的事項の達成	6
(2)	労働環境の整備	7
2	職業能力開発の推進	7
(1)	事業主等を行う職業能力開発の促進	7
(2)	労働者の自発的な職業能力開発の促進	8
(3)	熟練技能の維持・継承及び活用	9
3	若年労働者等の確保及び建設業に対する理解の促進	9
4	高年齢労働者及び女性労働者の活躍の促進	10
(1)	高年齢労働者の活躍の促進	10
(2)	女性労働者の活躍の促進	10
5	円滑な労働力需給の調整等による建設労働者の雇用の安定等	11
(1)	円滑な労働移動及び新分野進出の支援	11
(2)	建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の趣旨	11
(3)	建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保等	12
6	雇用改善推進体制の整備	13
(1)	建設事業主における雇用管理体制等の整備	13
(2)	事業主団体等における効果的な雇用改善の推進	13
(3)	地域の実業を踏まえたきめ細やかな雇用改善の推進	13
(4)	雇用改善の気運の醸成	13
(5)	建設雇用改善助成金制度の活用	13
(6)	関係行政機関相互の連携の確保等	13
(7)	雇用改善を図るための諸条件の整備	13
7	外国人労働問題への対応	14